

[晴嵐学区市民運動会注意事項]

1. 各町のテント設営

- a. 設営場所は、プログラムの自治会No.の所へ設営のこと。
(グラウンドに白線表示あり)
- b. 各自治会のテント等運搬車両は、指定箇所へ1台(駐車券の掲示要)のみ駐車可とする。
(グラウンド周辺および周囲道路へ駐車を行わないこと)
- c. 運搬用車両のグラウンドへの乗り入れは指定の入り口から行き、各係員の指示に従うこと。
運搬用車両は8時までに指定箇所へ移動すること。
- d. テントの撤収、搬出は閉会式後とする。
- e. 各自治会のゴミは必ず持ち帰ること。

2. 運動会競技

- a. 種目の棄権および出場選手に変更がある場合は、当日の8時までに本部(審判長)へ連絡のこと。
- b. 運動会途中において、種目の棄権が決まれば、直ちに本部へ連絡のこと。
- c. 全ての競技参加に際し、酒気帯びでの出場は禁止とする。
- d. 全ての競技には、必ず運動靴を履いて参加すること。
- e. ルール等に違反したと審判長が認めた場合は、競技失格とする。
- f. 競技中の抗議は、各自治会の体育委員(正)が、審判長にのみ行うこと。
- g. 競技はすべて各役員の指示に従うこと。
- h. 町別対抗競技の出場選手は、競技の3回前に出場準備を行うこと。
- i. 競技出場者等の傷病については、応急処置を行うがその後の責任は負わない。
(傷害保険での対応とする。)
- j. 小学生リレー等の選手補充については、各自治会にて調整実施すること。
- k. 当日棄権チームがあっても、トラックの発走コースは組合せ抽選のコースにて行う。
(空いたレーンを詰めずにレースを行う。)

3. 会場

- a. 各施設を損傷させないこと。
- b. グラウンド内は全域禁煙とする。

4. 得点概要

- a. 点数：1位6点～6位1点
- b. 総合順位は、各得点の合計点数の多いチームにより順位を決定する。
同点チームがあれば、〈玉入れ〉の玉数にて決定する。
球数：合計数・1回目の玉数・参加人数・女性数の多いチームの順で決定する。